

# 平成25年度 地域ケアプラザ事業計画書

## 1 施設名

高田地域ケアプラザ

## 2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

### 地域の現状と課題について

地域全体の高齢化は更に進み、独り暮らしや老老世帯も増加しています。そのため買い物等日常生活に不便を感じている方や、災害時の避難や対応などへの不安を持っている方が多くいらっしゃいます。高田地区では地域福祉保健計画『ひっとプラン港北』の中で、災害時要援護者対策に取り組んでいます。また「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」においても民生委員と協働し実態把握を進めています。

プラザとしての地域の現状（課題）把握は町会や地区社協、学校及び医療機関・施設等関係機関との情報交換の他、自主事業参加者を対象としたアンケートや利用団体・利用者の声などから行なっていきます。またプラザ内の各部門各職種からも情報を集約していきます。そこで得られた様々な地域課題については、プラザが主体となるのではなく、あくまでも地域が主体となって解決に向けた取り組みが行なえるよう関係機関・団体等と連絡調整し、必要に応じて自主事業等の企画・実施につなげていきます。職種間連携を重視し、担当のみに業務が偏ることなくプラザ全体として関わり、業務に取り組んでいきます。

## 施設の適正な管理について

### ア 施設の維持管理について

開所から14年目を迎え、設備の修繕や備品の入れ替え等の頻度が高くなってきました。日常的に職員が目視での不具合や異音等に注意し、不良箇所の早期発見、早期対応に努めます。施設の大規模修繕についても区と連携しながら早めの準備を進めていきます。設備保守等の業務委託についても、内容を見直し業務の省力化や効率化を含めた提案を求めた上で契約します。また、法人の関連施設と共に契約することでのスケールメリットも活用し、高品質のメンテナンスを安価で行えるよう努めていきます。

### イ 効率的な運営への取組について

介護保険事業、指定管理事業ともに利用の向上を図るべく、地域や関係機関を通じて広く施設の活用を働きかけ、安定した収入と、利用者からの高い評価を得られるよう努めます。業務手順や分担を随時見直して業務の迅速さや正確さを向上させるとともに業務が効率的にすすむよう努めます。職員一人ひとりが節電節水やリサイクルに積極的に取り組みます。また、コスト意識を高く持ち効率的に運営できるよう、消耗品や設備保守料等も公正で安価に調達し、経費節減に努めます。

#### ウ 苦情受付体制について

各部門に苦情受付担当者と苦情解決責任者を置き、第三者委員は法人にて共通の委員を2名配置して対応します。周知は施設内の掲示や配布書類への記載等により行い、苦情の把握は意見箱の設置の他、利用者へのアンケート等の各種調査、利用団体の代表者会議等により行います。寄せられた苦情に対しては、苦情受付簿や対応した内容等を記録した苦情処理簿を作成し、内容を検討した上で再発防止や予防に努めます。また、寄せられた苦情や要望は館内の掲示板に概要を公表するなどして情報公開に努めます。

#### エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

年に2回、消防訓練を行い、職員の防災意識を高めるとともに、有事の避難誘導や非常通報、応急処置やAED操作等を冷静に行えるよう努めます。また、特別避難場所である施設の役割を周知し、災害時に的確な対応ができるよう努めるとともに、応急備蓄物資も必要数を整備します。日常から防犯、防災を心がけ、個人情報を含む機密文書の管理や保管場所の施錠、電気設備等のスイッチの停止などを確実にし、二次的な犯罪、災害の防止に努めます。

#### オ 事故防止への取組について

日頃からヒヤリハット事例の記録を蓄積しておき、職員会議等で随時対応について考え、事故を未然に防ぐよう心掛けていきます。また職員にリスクマネジメントの考え方を周知し、予見できる事故は徹底して防ぐよう心掛けます。万一事故が発生した場合にも適切な対応ができるよう指導し、原因究明、対象者への説明、関係機関への報告等を的確に行い、その後の事故防止に役立てていきます。

#### カ 個人情報保護の体制及び取組について

職員会議等で秘密保持・個人情報保護に関する説明、指導を随時行い、意識を常に保持するよう指導していきます。また、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、同意のもとでの最低限の使用にとどめ、無断で二次利用することがないように徹底していきます。書類の誤送付や渡し間違いを防ぐため、音読しながらの指差し確認や複数でのダブルチェックを行います。ケースファイル等文書の保管についても施錠のできるロッカーに管理して担当者が必要時にのみ開けるようにしており、今後も徹底していきます。

#### キ 情報公開への取組について

今年度より施設の活動内容を記載した広報紙を毎月発行とし、より多くの情報をタイムリーに届くようにしていきます。地域に情報が行き渡るよう、回覧板や掲示板、町内の店舗等への配布の他、地区社協や法人のホームページにも掲載していきます。その他地域団体と連携して事業を行うことで、その団体を通じて施設の情報を地域の人々に伝えたいと考えています。寄せられた要望や苦情は利用者会議で周知する他、施設内の掲示板でも公表していきます。また、運営協議会も有効活用していきます。

#### ク 環境等への配慮及び取組について

館内で発生するゴミの減量化に努力し、出ってしまったものについては確実に分別し、リサイクルできるものは資源として再利用できるようにするなどの取り組みを行います。日頃から節電、節水に努め、省資源、省エネルギーを心がけます。温暖化防止や空気清浄等に効果があるとされる緑化の推進については、敷地面積の関係上規模の大きなものには制約がありますが、比較的簡単にできるプランターの設置などで対応し、視覚的にも彩りを添えていきます。また大気汚染や騒音を軽減するため、車両のアイドリングストップを推進します。

## 介護保険事業

### ● 介護予防支援事業

#### 《職員体制》

- ・ 介護予防支援業務は、看護師・主任ケアマネジャー・社会福祉士で業務に当たりますが、介護予防支援業務の件数増加に伴い、介護予防支援従事者を含む4名体制で当たります。看護師を中心にしながらも3職種が連携、共同して取り組んでいきます。

#### 《目標》

##### “介護予防支援”

- ・ 利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場になり適切なサービスが提供されるよう努力し、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。
- ・ 要支援状態の軽減もしくは要介護状態になることの予防に資するよう努め、医療サービスとの連携に十分配慮します。

##### “地域包括支援センター内の連携”

月1回定期的にミーティングの機会を持ち、業務の進捗状況の確認と業務内容の共有化を図ることで、情報を共有し協力体制を整え、各職種が専門性を発揮しながらもチームとして効率的・効果的な業務を行えるようにしていきます。

##### “給付管理業務”

委託先居介支・サービス事業所とは紙面にて実績、状況を確認し、複数職員で給付管理データの作成・確認作業を行っていきます。

##### “研修体制”

健康福祉局や区福祉保健センター等が主催する研修に積極的に参加し、個々のスキル向上を目指します。研修後は内容を共有化することで、地域包括支援センター全体のスキル向上を図ります。

#### 《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 交通費…担当地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合

#### 《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 地域活動交流部門を含む4職種間で情報共有を図り、協働して行う事業を通じて地域の特性を把握し活かせるよう展開していきます。

#### 《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
111	113	113	113	110	110
10月	11月	12月	1月	2月	3月
110	110	110	112	112	112

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

常勤専従 管理者 1名 介護支援専門員 3名

《目標》

- 利用者、家族本位を基本として、公正、中立なケアマネジメントを心がけます。
- 利用者のニーズに合わせ、安心とゆとりを持ち、自立した日常生活が送れるよう、多様な事業者との連携にも力を注ぎます。
- 利用者が健康に在宅生活を送ってゆく事ができるように、医療機関（かかり付け医）とも密に連携をしてゆきます。
- 病院や施設から退院、退所の際はスムーズに在宅生活が送れるように、病院や施設とも密に連携し、十分な情報収集、サービス調整をしてゆきます。
- 積極的に研修に参加し、個々のスキルアップを図り、より質の高いケアマネジメントをしてゆきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 交通費（通常のサービス実施地域を越える地域に訪問、出張する必要がある場合）

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 地域包括支援センター併設の事業所という性格を生かし、密に連携を取りながら、緊急、困難ケース等についても迅速に対応してゆきます。
- 地域ケアプラザ内の地域交流部門より、地域のインフォーマルサービス（ボランティア活動等）についての情報を取得し、また、地域交流部門にも協力してもらいながら地域の社会資源を有効活用してゆきたいと思えます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4	5月	6月	7月	8月	9月
87	87	87	87	87	87
10月	11月	12月	1月	2月	3月
87	87	87	87	87	87

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 通所介護サービス計画の作成
- 介護に係る相談援助
- 機能訓練（日常動作訓練）
- 介護サービス（移動や食事、排泄の介助）
- 健康状態の確認
- 送迎
- 食事
- 入浴
- 集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練
- 口腔ケア

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 

（要介護1）	635	円
（要介護2）	747	円
（要介護3）	858	円
（要介護4）	970	円
（要介護5）	1,082	円
- サービス提供体制強化加算（I）
- 入浴加算
- 口腔機能向上加算
- 介護職員処遇改善加算（I）
- 食費負担
- 写真代
- 口腔ケア用歯ブラシ
 

「くるりーナブラシ」	1本	399	円
「モアブラシ」	1本	420	円
「義歯用ブラシ」	1本	450	円

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9：50～16：00

《職員体制》

- 生活相談員 常勤2名
- 介護職員 常勤3名、非常勤19名
- 看護師 非常勤6名
- 歯科衛生士 非常勤1名

《目標》

- 利用者が自立した日常生活を送れるための支援を行う。
- 利用者が楽しく利用していただくこと念頭に置き、季節に即した行事レクリエーションを企画・実行していく。また、麻雀、将棋、絵手紙などの専門的なボランティアに積極的に活動していただき、利用者の個別のニーズに応じていく。
- 利用者の臨時利用や送迎時間の変更など、利用者の家族のニーズにも柔軟に対応できるよう心がけていく。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 月毎の行事レクリエーションの実施。  
（5月：演芸大会、7月：納涼会、9月：運動会、10月：外食レク、12月：

クリスマス会、1月：初詣、2月：地域の小学生と豆まき、3月：お花見)  
《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
750	800	750	800	800	750
10月	11月	12月	1月	2月	3月
800	750	700	700	700	800

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護予防通所介護サービス計画の作成
- 介護に係る相談援助及び助言
- 機能訓練（日常動作訓練）
- 介護サービス（移動や排泄の介助）
- 健康状態の確認
- 送迎
- 食事
- 入浴
- 集団のレクリエーション、創作活動等の機能訓練
- 口腔ケア

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 

（要支援1）	2, 264	円
（要支援2）	4, 534	円
- サービス提供体制強化加算（I）
 

（要支援1）	51	円
（要支援2）	102	円
- 生活機能向上グループ活動加算
- 口腔機能向上加算
- 介護職員処遇改善加算（I）
- 食費負担
- 写真代
- 口腔ケア用歯ブラシ
 

「くるりーナブラシ」	1本	399	円
「モアブラシ」	1本	420	円
「義歯用ブラシ」	1本	450	円

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9：50～16：00

《職員体制》

- 生活相談員 常勤2名
- 介護職員 常勤3名、非常勤19名
- 看護師 非常勤6名
- 歯科衛生士 非常勤1名

《目標》

- 利用者のケアプランに基づき、介護予防通所介護の役割を把握した上で、その目標の達成に向け支援する。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 月毎の行事レクリエーションの実施。  
（5月：演芸大会、7月：納涼会、9月：運動会、10月：外食レク、12月：クリスマス会、1月：初詣、2月：地域の小学生と豆まき、3月：お花見）



《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
13	13	13	13	13	13
10月	11月	12月	1月	2月	3月
13	13	13	13	13	13

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分（区と協議の上、策定して下さい。）

## 地域ケアプラザ

### 1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

民生、児童委員（以下、「民生委員」といいます。）や、地域で活動する様々な団体との連携を継続し、地域で生活する高齢者の実態把握や新規ケースの発見に繋がります。また、障がいに関しては学齢、精神疾患、高次脳機能障害など対象を絞った事業の実施の中から相談しやすい環境作りを行います。

### 2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

- ・ 4職種による定期的な会議の場を使って、情報共有や個別ニーズについてのケース検討等も行いながら、フォーマル、インフォーマルサービスを組み合わせ、柔軟にケース対応を図ります。
- ・ 協働で実施する事業を通じて地域ニーズの把握に繋げ、新たな事業やネットワーク構築を図ります。

### 3 職員体制・育成

指定管理事業、介護保険事業とも運営基準上の配置を確実にいき、業務の安定を図ります。特に通所介護においては、基準は目安として多様化する利用者のニーズに対応できる職員配置を心がけます。職員退職時は空白期間をできる限りつくらぬよう欠員補充し、就業している職員については積極的に研修に参加させるなど、専門職としての意識やスキルを高めていきます。また他部門と連携し、協働して事業を行っていくことで、それぞれの職員の職務範囲を広げていきます。

### 4 地域福祉のネットワーク構築

ひっとプランへの取り組みや、地区ボランティア連絡会、子育てネットワークを活かし、関係諸団体また個人を繋ぎネットワークの構築に取り組みます。また地区キャラクター「たかたん」を活用し、これまで地区活動への参加機会の薄かった世代へもアプローチしていきます。子育て支援に関しては今年度開所することとなった親と子のつどいの広場「たかたんのおうち」との連携をとり地域で行う子育て支援ネットワークの確立を目指します。

### 5 区行政との協働

ひっとプラン港北を中心に情報共有、協働を行います。ケアプラザ事業に関しても事業内容により各関係部署と連携をとり協働していくほか、区域事業においても地区キャラクター「たかたん」を活用し港北区のPR、地域活性に努めます。

## 地域活動交流部門

### 1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域内、関係諸団体の定例会等に参加をさせていただき、情報の収集、提供を行います。また、貸館利用団体に関しても活動状況の把握を行い、繋がりうる福祉保健活動の情報提供及びコーディネートを行います。

### 2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

具体的な福祉保健活動を館内掲示にて募集するほか、必要に応じて貸館利用団体へ配布を致します。また利用者会議の場でも再度、ケアプラザを使用することの意義をお伝えし、ケアプラザを利用することで広く地域活動へ参加するきっかけとしていただくようアプローチ致します。

### 3 自主企画事業

福祉保健に関する地域啓発、身近な地域での仲間作り、居場所作りなど世代や生活環境を踏まえつつも、同じ地域に住む住民として気軽に交流できる事業実施に取り組みます。多様な事業の実施を通し、地域内各活動への新たな担い手の発掘を行うとともに、地域活動への入り口として関係諸団体へのコーディネートを致します。

### 4 ボランティアの育成及びコーディネート

これまで同様、既存の地域ボランティア団体、ボランティア連絡会と連携を取りながら地域ニーズの把握や、それに合わせた育成に関して協働致します。特にボランティア連絡会では今年度、個人ボランティアに焦点をあて区ボランティアセンター登録者にも声掛けをし既存の団体と顔の見える関係を築くほか、新たな担い手の発掘にも地域と共に取り組みます。

## 地域包括支援センター

### 1 総合相談・支援

#### 総合相談

・民生児童委員をはじめ、地域活動団体との連携を継続し、あらゆる相談に対応できるように職種間の連携強化と資質向上に努めます。

また、地域交流部門との連携も継続し、これまで同様にインフォーマルサービスについても情報提供を行い「ワンストップ」で相談を受け止める機能を強化していきます。

#### 地域包括支援ネットワークの構築

・地域内の福祉関係団体や、事業所との業務を通じた連携を継続していきます。

また、高齢以外の障害や児童に対する支援団体との連携も図り、地域包括支援センターの「振り分け機能」を強化することで、包括的ネットワーク構築を目指します。

#### 実態把握

・市や区でおこなう統計調査の把握や日頃の個別相談を通じて得た個別ニーズを職員間で共有して地域の実態把握に努めます。＜相談記録の共有や包括内ミーティングの継続実施＞

・介護保険外のインフォーマルな相談の内容や件数などの統計調査を通じて、新たな地域資源の開発や組織化に繋げていきます。

### 2 権利擁護

#### 権利擁護

・福祉制度が「措置」から「契約」へ転換されたことで、福祉サービス利用について、自ら選択を行えるように3職種の連携を強化していきます。

また、近年増加している高齢者の単身世帯など、情報が届き難い世帯への対応について、区や民生委員等と協議していきます。

#### 高齢者虐待

・区主催の「高齢者虐待防止連絡会」に参加し、関係機関とのネットワーク構築と、職員の資質向上を目的とした研修や、地域住民に向けた啓発活動を行っていきます。

・虐待リスクの要因の1つでもある介護負担の軽減として、「介護者のつどい」を継続して実施します。

## 認知症

・認知症などにより、判断能力が低下している当事者やその家族に対する支援として、区社会福祉協議会のあんしんセンターや成年後見制度の活用などについて、情報提供を行い、適切にサービス利用できるように権利擁護に努めます。

また、認知症のサポーター養成講座を通じて、認知症の理解や啓発に繋げていきます。

## 3 介護予防マネジメント

### 二次予防対象者把握

地域の会合やケアプラザの催し、ケアプラザ利用団体等、高齢者が集まる場に出席し、介護予防に関する情報提供や基本チェックリストを活用して生活機能評価を行い、二次予防対象者の把握に努めます。

該当された方へは介護予防教室、講演会やイベント、ケアプラザ利用サークル、訪問型介護予防事業、自主事業等を紹介・参加を勧め、できる限り生活機能の改善ができるよう取り組んでいきます。

### 介護予防ケアマネジメント力

- ・介護保険の認定が要支援 1・2 と判定された方（必要であれば二次予防対象者）に介護予防ケアプランを作成します。利用者やご家族が制度について理解し、サービスを活用して自立した生活が維持できるように支援していきます。  
ケアプラン作成に当たっては、サービス利用が目的になっていないか、家族の意向のみ重視されていないか、本人が理解できる表現を使用しているか等に注意を払い、利用者の意欲が引き出せるようなケアプランを目指します。
- ・マネジメントする側の職員も研修・講演会等に積極的に参加し、個々のスキル向上を目指します。

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

### 地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・地域の主催する事業（生きいきサロン等）に参加し、連携・推進を図って行きます。
- ・地域住民と地域医療、包括支援センターの連携・推移を図る為にテーマ（認知症等）を設定。知識の普及・啓発並びに連携強化を図って行きます。
- ・高齢者虐待防止を題材にして、病院や銀行等関係機関との連携推進を図って行きます。
- ・エリア内企業との連携を図る為に、地域包括支援センターの周知度向上並びに見守りネットワークの構築に向けた勉強会等を行なってゆきます。
- ・民生・児童委員の方とケアマネジャーとの懇談会を開催。顔の見える環境作りの構築を図ります。
- ・認知症サポーター養成講座を一般住民・企業・小学校・中学校向けに行ない、認知症に対する知識の普及・啓発及び見守りネットワークの構築を図ります。
- ・区役所・病院・インフォーマル団体・民生児童委員・企業・ケアマネジャー並びにサービス事業者・地域包括支援センターなどで、個別ケース毎に行なうケア会議の開催に向けた取り組みをして行きます。

### 医療・介護の連携推進支援

- ・ 港北区内の医師・歯科医師・薬剤師・行政・ケアマネ連絡会・8包括共催により、テーマを絞ったカンファレンスを開催。連携推進を図って行きます。
- ・ 救急病院相談室とケアマネジャーとの懇談会を開催。顔の見える関係構築を図って行きます。

### ケアマネジャー支援

- ・ ケアマネジャー主催のサービス担当者会議に積極的に参加。ケース毎の状況把握及び助言を行なって行きます。
- ・ 8包括共催並びに高田包括単館によるケアマネ向けスキルアップ研修を開催して行きます。
- ・ ケアマネジャーからの相談・要望等を、随時電話や来所等で受け、状況把握並びにアドバイスを行なって行きます。
- ・ 新任ケアマネ向けに研修会及び懇談会を開催。スキルアップ並びに助言、状況確認を行なって行きます。

## 介護予防事業

### 介護予防事業

高齢者が住みなれた地域で元気な生活が続けられるように、各職種との連携・共同し取り組んでいく中で地域活動団体の定例会や催し等に参加し、介護予防に関する情報提供や講演会・教室を実施し啓発活動を行っていきます。介護予防を意識しながら自らが介護予防活動を実践していけるようお手伝いしていきます。  
今年度末までに元気づくりステーション1ヶ所の立ち上げに向けて区と連携をとっていきます。

- ・ 介護予防教室：高田中学校にて開催“生徒と一緒に”  
→平成25年6月～7月(全4回)
- ・ 介護予防教室：高田地域ケアプラザにて開催“男性版”  
→平成26年1月～3月(全6回)
- ・ 認知症予防講演会：高田地域ケアプラザにて開催  
→平成25年9月12・13日(2回コース)

## その他


# 平成25年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名:高田地域ケアプラザ

平成25年4月1日～平成26年3月31日  
(単位:千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援			
収入	指定管理料等収入	17,702	23,277	173				
	介護保険収入				5,926	17,000	75,000	6,000
	その他	180	30	-		378	6,533	753
	認定調査料					378		
	食費等						6,533	753
	雑収入	180	30					
	<b>収入合計(A)</b>	<b>17,882</b>	<b>23,307</b>	<b>173</b>	<b>5,926</b>	<b>17,378</b>	<b>81,533</b>	<b>6,753</b>
支出	人件費	10,250	20,000			14,000		60,700
	事務費	1,046	1,100					
	事業費	794	932	173		1,150		15,800
	管理費	5,100	1,245			1,300		11,000
	その他	512			1,519			3,990
	施設使用料相当額							3,990
	消費税	512						
委託料				1,519				
<b>支出合計(B)</b>	<b>17,702</b>	<b>23,277</b>	<b>173</b>	<b>1,519</b>	<b>16,450</b>		<b>91,490</b>	
<b>収支 (A) - (B)</b>	<b>180</b>	<b>30</b>	<b>-</b>	<b>4,407</b>	<b>928</b>		<b>(3,204)</b>	

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等他の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。